

春日井市就職支援サイト掲載助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の事業者が必要な人材の確保を図り、事業の発展に寄与するため、就職支援サイトに求人情報を掲載する市内の事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、就職支援サイトとは、就職情報の提供、企業の人材確保等を目的として開設されたウェブサイトで、有料にて掲載を行うものをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に事業所を有し事業を行っている個人事業主であること。
- (2) 過去2年間において、この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (3) 過去1年間において、就職支援サイトに求人情報を掲載した実績がないこと。
- (4) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業者が就職支援サイトに求人情報を掲載する事業で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 求人情報を掲載する期間が1年以内で、当該期間中に当該求人情報に係る採用活動が完了する事業

(2) 国、愛知県その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていない事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に係る掲載料とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、掲載料に2分の1を乗じて得た額とし、25万円を限度とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、就職支援サイト掲載助成事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、就職支援サイトへの掲載を終了した日から起算して3月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 第4条の事業に係る就職支援サイトの運営会社との利用契約書の写し

(2) 就職支援サイトの概要が確認できるもの

(3) 掲載料の支払を証する書類の写し

(4) 申請書を提出する日前3月以内に発行された登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。）

(5) 直近申告分の所得税確定申告書の写し（個人事業主が申請する場合に限る。）

(6) 市税調査承諾書（第1号様式の2）

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは就職支援サイト掲載助成事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めるときは就職支援サイト掲載助成事業補助金交付申請却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、請求書（第4号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市就職支援サイト掲載助成事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以降の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る

補助金については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市就職支援サイト掲載助成事業補助金交付要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市就職支援サイト掲載助成事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第7条関係）

就職支援サイト掲載助成事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所
営 業 場 所
氏名又は名称
及び代表者名

就職支援サイト掲載助成事業補助金の交付を受けたいので、春日井市就職支援サイト掲載助成事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請額	円
求人情報を掲載した 就職支援サイトの名称	
求人情報の掲載期間	年 月 日～ 年 月 日
掲載ページアクセス数	件
ウェブサイトを通じてのエン トリー数	件
ウェブサイトを通じての採用 数	人
確認事項 ※右欄の記載事項を確認の上、 □にレ印を付けて下さい	<input type="checkbox"/> 過去1年間において、就職支援サイトに求人情報を掲載した実績はありません。 <input type="checkbox"/> 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者ではありません。 <input type="checkbox"/> 国、愛知県その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受けたこと又は受ける予定はありません。

第1号様式の2（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

（所在地）

申 請 者 氏 名

（名称及び代表者名）

市税調査承諾書

春日井市就職支援サイト掲載助成事業補助金の申請に当たり、春日井市が、申請者の市税の課税及び納税の状況を調査することを承諾します。

備考

- 1 個人事業主の場合は、氏名を自署すること
本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・その他）
- 2 法人の場合は、住所・営業場所・法人名・代表者名を記入し、社印又は代表者印を押印すること

第2号様式（第8条関係）

就職支援サイト掲載助成事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった就職支援サイト掲載助成事業補助金については、春日井市就職支援サイト掲載助成事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付することに決定する。

交付決定金額 金 円

第3号様式（第8条関係）

就職支援サイト掲載助成事業補助金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった就職支援サイト掲載助成事業補助金については、春日井市就職支援サイト掲載助成事業補助金交付要綱第8条の規定により、次の理由により補助金を交付しないことに決定する。

(理由)

第4号様式（第9条関係）

請 求 書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所
営 業 場 所
氏名又は名称
及び代表者名

年 月 日付け 春経第 号で交付決定通知のありました春日井市就
職支援サイト掲載助成事業補助金について次のとおり請求します。

請求金額 金 円

口座振込先

振込先			
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			